破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第５４８号
札幌市豊平区中の島１条９丁目２番12―103号
破産者　大塚まゆみ
1　決定年月日　平成26年12月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２８８号
新潟市東区山木戸５丁目19番17号
破産者　近藤　禎男
1　決定年月日　平成26年12月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１２８９号
京都市伏見区醍醐中山町25番地５　エスリード醍醐111号
破産者　富田くみ子
1　決定年月日　平成26年12月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第７１７号
京都市北区衣笠高橋町40番地　衣笠グリーンハイツ501号
破産者　木下　武彦
1　決定年月日　平成26年12月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第７８８号
京都市北区衣笠高橋町40番地　衣笠グリーンハイツ501号
破産者　木下　昌美
1　決定年月日　平成26年12月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１３４３号
広島市東区戸坂大上４丁目26番９号
破産者　吉田　祥三
1　決定年月日　平成26年12月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１４２号
函館市田家町17番６号
破産者　古城　保弘
1　決定年月日　平成26年12月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第８８号
青森市大字浜田字玉川156番地14　アーバンホームズ第２浜田103号、開始決定時の住所青森市大字浜田字玉川146番地60
破産者　上林　英一
1　決定年月日　平成26年12月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第９９号
青森県上北郡六ヶ所村大字出戸字棚沢130番地16　ぼんてん荘
破産者　久保ハツヱ
法定代理人成年後見人　久保　良一
1　決定年月日　平成26年12月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１３９号
青森市大字大矢沢字野田20番地12　コーポアルペンⅡ203号
破産者　坂本優美子
1　決定年月日　平成26年12月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第９号
福島県二本松市東新殿字鬼瓦58番地、開始決定時の住所秋田県大館市川口字深沢岱79番地10
破産者　富樫　知也
1　決定年月日　平成26年12月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２６年（フ）第４１８号
千葉県館山市長須賀353番地の２、開始決定時の住所横浜市鶴見区上末吉５丁目18番14号
破産者　鎌田　利信
1　決定年月日　平成26年12月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４３２号
横浜市神奈川区子安通１丁目198番地、開始決定時の住所横浜市神奈川区子安通１丁目61番地　パール新子安801号
破産者　阿出川由美
1　決定年月日　平成26年12月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９０２号
横浜市青葉区荏田西２丁目39番地７
破産者　黒羽　義宏
1　決定年月日　平成26年12月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２６年（フ）第５４２号
北九州市八幡東区中央１丁目11番３―405号
破産者　野田　千穂
1　破産債権の届出期間　平成27年１月20日まで
2　一般調査期日　平成27年１月29日午後３時
平成26年12月26日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第４２５号
大阪府摂津市南別府町15―３、商業登記簿上の本店所在地大阪府箕面市坊島１丁目５番41号
破産者　有限会社兼商店
1　破産債権の届出期間　平成27年１月23日まで
2　一般調査期日　平成27年２月23日午後３時30分
平成26年12月25日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６３３号
広島県廿日市市阿品台東３番２―501号
破産者　清水　浩輔
1　破産債権の届出期間　平成27年１月26日まで
2　一般調査期日　平成27年３月２日午後１時30分
平成26年12月26日
広島地方裁判所民事第４部